

◎所得税と住民税で異なる課税方式の選択の廃止

「特定配当等」及び「特定株式等譲渡所得」について、所得税と住民税の課税方式を一致させることになりました。従って、所得税で申告した「特定配当等」及び「特定株式等譲渡所得」については、住民税においても申告することとなり、合計所得金額等に算入されます。

◎令和6年度個人住民税の定額減税

所得割が課税される方（合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り）は、所得割の額を限度として、下記①と②（該当する方のみ）の合計額が所得割から控除されます。

①本人 1万円

②控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合 1人につき1万円

※国外扶養親族は対象外です。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和7年度分の個人住民税から定額減税の対象になります。

控除の実施時期は、徴収方法により下記（1）～（3）のとおり異なります。

（1）普通徴収の場合

第1期分の税額から控除します。引ききれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除します。

（2）特別徴収の場合

令和6年6月分の給与からは住民税を徴収せず、控除後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月間で均して徴収します。

（3）公的年金からの特別徴収（年金特徴）の場合

令和6年10月分の年金特別徴収税額から控除します。引ききれない場合は、12月分以降の税額から控除します。

区では、区民の皆さんが安全で安心な生活が出来るよう、さまざまな事業を行っています。これらの費用は、皆さんが納める税金によって賄われています。

特別区民税・都民税(個人住民税)に関する問い合わせ先

千代田区役所 税務課

税務課 係名	内 容	直通	受付時間
課 税 係	課税・証明に関すること	03-5211-4191 03-5211-4192	平日 午前8時 30分～ 午後5時
納税促進係	納付に関すること	03-5211-4193	
特別整理係	納付の相談	03-5211-4195	

※お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。

令和6年度 特別区民税・都民税・森林環境税のお知らせ

令和6年度の特別区民税・都民税(個人住民税)・森林環境税額が決定しましたので、納税通知書をお送りします。納税方法については2ページ～、納税通知書の見方については4・5ページをご確認ください。

1. 住民税のあらまし

【千代田区で課税される方】

令和6年1月1日現在千代田区に住所がある方で、令和5年1月から令和5年12月までの1年間の所得に対して課税されます。

【住民税の均等割と所得割】

住民税は、「均等割」と「所得割」から成り、これらの合計が年税額となります。

均等割・・・所得金額にかかわらず均等に課される税

所得割・・・前年の所得金額に応じて課される税

区 分	均等割	所得割(税率)
特別区民税	3,000円	6%
都 民 税	1,000円	4%
合 計	4,000円	10%

また、住民税均等割と合わせて森林環境税(国税)が課税されます。

詳細はP.7「5 令和6年度から適用される住民税の主な改正点」をご覧ください。

【住民税の非課税制度】

所得や家族の状況によって、「均等割」や「所得割」が課税されない場合があります。

均等割と所得割のどちらも課税されない方

- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額(注1)が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額(注1)が以下のいずれかに当てはまる方

①(同一生計配偶者及び扶養親族なしの場合)35万円+10万円以下

②35万円×(本人・同一生計配偶者・扶養親族※の合計数)+21万円+10万円以下

均等割のみ課税され、所得割が課税されない方

- 上記の「均等割と所得割のどちらも課税されない方」に該当しない方で、前年の総所得金額等(注2)が以下のいずれかに当てはまる方

①(同一生計配偶者及び扶養親族なしの場合)35万円+10万円以下

②35万円×(本人・同一生計配偶者・扶養親族※の合計数)+32万円+10万円以下

(注1) 純損失又は雑損失の繰越控除をする前の所得合計(分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得は特別控除前)をいいます。

(注2) 純損失又は雑損失の繰越控除をした後の所得合計(分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得は特別控除前)をいいます。

(※) 16歳未満の扶養親族(令和6年度は平成20年1月2日以降に出生した方)も含まれます。

## 2. 納税方法について

住民税の納付方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」及び「公的年金からの特別徴収」の3種類があります。納税通知書2枚目に、年税額の記載とその内いくらをどの方法で納めるかの記載がありますのでご確認ください。

### ① 普通徴収

第1期～第4期の4回に分けてご本人自ら納めていただく方法です。各期の納期限は6月、8月、10月、翌年1月の月末（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日）です。各納期限までに下記の方法でご納付ください。

#### ◆窓口納付

金融機関、区役所、各出張所の窓口で現金で納付する方法

#### ◆コンビニエンスストア・MMK 設置店での納付

コンビニエンスストア、MMK 設置店の窓口で現金で納付する方法  
（バーコードが印刷された納付書（納付額 30 万以下）のみ対応）

#### ◆口座振替

口座引き落としによる納付方法  
（引き落とし日は各納期限日。事前に登録手続きが必要）

#### ◆スマートフォン決済アプリ

各種スマートフォン決済アプリを利用した納付方法  
（納付書に印刷されたバーコード又は eL-QR（二次元コード）を利用）

#### ◆モバイルレジ

スマートフォンを使ったクレジットカード、インターネットバンキングによる納付方法  
（バーコードが印刷された納付書（納付額 30 万以下）のみ対応）

#### ◆地方税共通納税システム（eLTAX）

地方税共通納税システム（eLTAX）の「地方税お支払いサイト」を利用した納付方法。  
インターネットバンキング、クレジットカード払いの他、ペイジー対応 ATM 等に使うペイジー番号の発行も可能。（納付書に印刷された eL-QR（二次元コード）を利用。パソコンやスマートフォンで利用可能。）

#### クレジットカード払いを利用する場合の注意点

- ・利用できるカード：VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub
- ・別途、決済手数料がかかります。

#### スマートフォン決済アプリを利用する場合の注意点

- ・利用できる電子マネー：LINE Pay、PayPay、d払い、au PAY、J-Coin Pay、楽天ペイ

※各納付方法の詳細につきましては、区のホームページをご確認ください。

※領収証書が発行されるのは、窓口納付、コンビニエンスストア・MMK 設置店での納付のみとなりますのでご注意ください。

## 3. 住民税の所得割の算出方法（一例）

- 【不動産所得A】と【給与所得B】と【公的年金等所得C】がある場合（所得控除合計をDとする）

① 全体の税額を計算

$$(A+B+C - D) \times \text{税率} = \text{全体の税額E}$$

② 次に給与所得にかかる税額を計算

$$(B - D) \times \text{税率} = \text{給与所得の税額F}$$

← 給与からの特別徴収

③ 次に公的年金等所得にかかる税額を計算

$$(C - D) \times \text{税率} = \text{公的年金等所得の税額G}$$

← 公的年金からの特別徴収

④ 年税額と②③の差額を計算

$$E - (F+G) = \text{個人納付の税額H}$$

← 普通徴収

上記は一例です。公的年金からの特別徴収の対象とならない方など、算出方法や徴収方法が異なる場合があります。

## 4. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額の還付について

確定申告で「配当割額控除額」「株式等譲渡所得割額控除額」を申告された方のうち、還付が生じる方につきましては、後日、還付金に関する手続きに必要な書類をお送りします。

## 5. 令和6年度から適用される住民税の主な改正点

### ◎均等割課税者からの森林環境税（国税）の徴収

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、新たに森林環境税（国税）1,000円が課税されます。森林環境税は国税ですが、個人住民税の枠組みを用いて、区が賦課徴収することとされています。

なお、令和5年度の住民税の均等割は5,000円でしたが、令和6年度より4,000円となります。従って、内訳は変更になりますが、年額5,000円（合計）について、令和5年度と令和6年度で変更ありません。

区分	令和6年度	令和5年度
特別区民税	3,000円	3,500円
都民税	1,000円	1,500円
森林環境税	1,000円	
合計	5,000円	5,000円

### ◎国外扶養親族の見直し

30歳以上70歳未満の国外扶養親族となる対象者から、(ア)「留学による非居住者」(イ)「障害者」(ウ)「居住者から生活費または教育費を38万円以上受けている者」以外は除外となりました。

なお、国外扶養親族を申告する場合は、下記の証明書類の添付または提示が必要となります。

#### (1) 全ての国外扶養親族に必要な書類

「親族関係書類」：①日本国籍の方→戸籍の附票の写し及びパスポートの写し

②外国籍の方→外国政府等が発行した書類（国外扶養親族の氏名・生年月日・住所の記載があるもの）【例】出生証明書、婚姻証明書等

「送金確認書類」：国外扶養親族それぞれの外国送金書類の控えまたはクレジットカードの利用明細等（令和5年中に送金したもの。上記(ウ)に該当する方は38万円以上の送金書類）

#### (2) 上記(ア)に該当する場合

留学ビザ等の留学の在留資格に相当する資格をもって証する書類

### ③公的年金からの特別徴収（年金特徴）

公的年金等から住民税を差し引き、年金保険者を通じて納めていただく方法です。

#### ◆対象者等

令和6年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、年金所得にかかる住民税の納税義務がある方が対象です。差し引かれる住民税額は、年金所得から計算した税額のみです。ただし、差し引かれる住民税額が老齢基礎年金等の額を超えている場合など、年金特徴の対象外となる場合があります。

※65歳以上の方の年金所得にかかる住民税については、給与からの特別徴収はできません。

#### ◆公的年金からの特別徴収の方法

(1) 令和6年度から年金特徴が開始される方・昨年度年金特徴が中止になり今年度新たに開始される方

徴収方法	普通徴収		公的年金からの特別徴収(本徴収)			
	徴収月	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	翌年2月
税額	年金所得にかかる税額の1/4	同左	年金所得にかかる税額の1/6	同左	同左	同左

今年度の年金所得にかかる住民税は、初めに普通徴収第1期・第2期に納付書で納めていただき、残りの税額を10・12・翌年2月に公的年金から特別徴収します。

(2) 令和5年度から引き続き年金特徴対象者の方

徴収方法	公的年金からの特別徴収(仮徴収)			公的年金からの特別徴収(本徴収)			
	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度の年金所得にかかる税額の1/6	同左	同左	年金所得にかかる税額から仮徴収額を引いた額の1/3	同左	同左	同左

仮徴収として、前年度(令和5年度)の年金所得にかかる税額の6分の1ずつを、4・6・8月に公的年金から特別徴収します。次に、本徴収として、残りの税額を10・12・翌年2月に特別徴収します。

※昨年度の納税通知書で、令和6年4・6・8月にかかる公的年金からの特別徴収(仮徴収)税額を通知していますが、公的年金からの特別徴収が中止になった方や、昨年度に比べ令和6年度の税額が少なくなった方については、改めて令和6年4・6・8月の変更後の特別徴収(仮徴収)税額を記載しています(0円となる場合もあります)。

なお、事務処理の都合上、昨年度通知の特別徴収(仮徴収)税額が差し引かれてしまう場合がありますが、その際は後日還付手続きに必要な書類をお送りします。

※令和6年度の森林環境税については、令和5年度課税分が存在しないため仮徴収ができず、全額が本徴収として特別徴収されます。

#### ◆公的年金等以外の所得のある方

公的年金からの特別徴収のほか、普通徴収または給与からの特別徴収など複数の方法で納付していただくことになります。

### 口座振替制度のご案内

口座振替は銀行等の口座から納期限の日に自動引き落としされる納付方法です。ご希望される場合は同封の口座振替依頼書(ハガキ)に記入押印の上、お近くの郵便ポストに投函してください。

また、Webからもお申込みいただけます。詳しくは区のホームページまたは『千代田区 Web 口振』でご検索ください。

#### ご注意

- ・お申込みされる場合はお手元の納付書と口座振替とが重複納付にならないようご注意ください。
- ・今年度は第2期分以降からの取り扱いとなります。第1期分についてはお送りした納付書で納付してください。また、一括振替(全期前納)については翌年度からの取り扱いとなります。
- ・すでに口座振替の手続きをされている場合、納付書は同封されておりません。納税通知書で税額をご確認のうえ、各納期限前日までに口座残高の確認をお願いいたします。

### ②給与からの特別徴収

毎月の給与から住民税を差し引き、勤務先を通じて納めていただく方法です。特別徴収がある場合は納税通知書2枚目「給与から特別徴収する額」に記載があります。

#### ◆徴収方法の決定について

前年中に主たる給与(甲欄分)の他にも給与収入(乙欄・丙欄分など)があった場合、それら複数の給与と所得にかかる住民税については、原則として主たる給与からの特別徴収となります。

また、確定申告書や住民税申告書を提出し、住民税の徴収方法欄で「特別徴収」を選択した場合や、給与以外の所得がマイナス(赤字)の場合も、主たる給与からの特別徴収となります。

ただし、次の場合は特別徴収と普通徴収に分け、納税通知書をお送りします。

- 確定申告書及び住民税申告書にある「給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」欄で「自分で納付」を選択した場合  
→主たる給与に係る住民税は主たる給与支払先で特別徴収、それ以外の所得に係る住民税は普通徴収となります。

※「特別徴収」・「自分で納付」のどちらにも選択がなかった場合、すべての給与に係る住民税は主たる給与支払先で特別徴収、給与以外の所得に係る住民税は普通徴収になります。

※徴収方法の決定については、自治体によって取扱いが異なる場合があります。

※公的年金を受給されている方は、6ページの内容もあわせてご参照ください。

#### ◆普通徴収から特別徴収への切替えについて

納税方法を普通徴収から特別徴収に一本化することが可能です。ご希望の方は、『税務課課税係へ必要書類を提出する』よう、勤務先の給与担当者へ依頼してください。

なお、普通徴収が口座振替の方で第1期分からの切替えをご希望の場合は、**6月17日(月)までに**税務課納税促進係へご連絡ください。(口座振替の停止手続きを行うため)

# 納税通知書の見方

## 1 枚目

特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定通知書

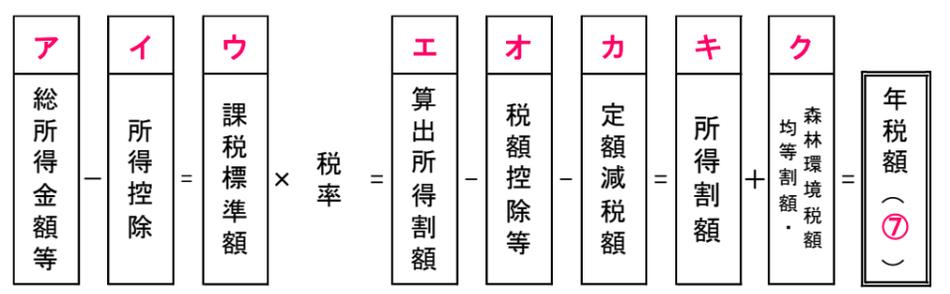
- ① 口座振替の方はここに口座情報が記載されます。
- ② 各納期限までに納めていただく税額です。(普通徴収分)

通知書番号	世帯コード	
お支払い情報		
税金の納付は 便利な口座振替で		
期別	納期限	納付額
第1期	令和6年7月1日	49,500 円
第2期	令和6年9月2日	77,000 円
第3期	令和6年10月31日	77,000 円
第4期	令和7年1月31日	77,000 円

お問い合わせ ◎千代田区役所 電話03-3264-2111 (代表)  
平日 午前8時30分～午後5時

課税に関すること (課税の内容、税額の計算方法など)	課税係
納税に関すること (納税の方法、口座振替など)	納税促進係

## 税額の基本的な計算方法



※分離課税分の所得がある場合には、その所得に分離課税用の税率を乗じて計算します。

- ⑥ 税額の内訳欄です。課税標準額に税率を乗じて、特別区民税・都民税を求めます。(所得割額) また、寄附金税額控除などの税額控除や、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除を表示します。

## 2 枚目

- ④ 年金支払時に差し引かれる税額です。(令和6年度の本徴収)
- ⑤ 来年4月以降の年金から差し引かれる税額です。(次年度の仮徴収)
- ③ 年金支払時に差し引かれる税額です。(令和6年度の仮徴収)

●公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

年10月	年12月	年2月
円	円	円

●税額の明細 (減税不足額:0円)

課税標準額(円)	特別区民税(円)	都民税(円)
総合分 2,580,000	154,800	103,200
分離分 1,000,000	30,000	20,000
調整控除額	1,500	1,000
配当控除額		
住宅借入金控除額		
寄附金税額控除額		
外国税額控除額等		
配当割又は株式譲渡割額		
所得割額	165,300	110,200
均等割額	3,000	1,000
森林環境税	1,000	定額減税額 30,000
年税額	280,500	給与から特別徴収する額
公的年金から特別徴収する額		普通徴収する額 280,500
課税済額又は納付済額	差引納付額	
控除不足額	充当・委託納付額	

●課税の基礎となる所得等の内訳

所得等	金額(円)	所得等	金額(円)
営業等		総合譲渡 特控前	
農業		一時所得 特控前	
不動産			
利子			
配当			
給与収入額	5,700,000		
給与所得額	4,120,000		
年金収入額		損失の繰越控除	
年金所得額		総所得計	4,120,000
雑所得計		給与の内専従給与	
		山林退職所得	
		山林特別控除	

●所得控除等の内訳

所得控除	金額(円)	所得控除	金額(円)
雑損		障・寡・ひ・動	
医療費		配偶者・配偶者特	330,000
社会保険料	450,000	扶養	330,000
小企共済等		基礎	430,000
生命保険料			
地震保険料		控除計	1,540,000

## 3 枚目

- ⑧ 課税計算の基となった、総合課税分の所得の種類と金額を表示しています。
- ⑩ 扶養控除や本人該当などの人的控除の内訳が表示されます。該当がある場合、「\*」または人数が入ります。

●「控除不足額」には、所得割額より控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額を表示します。

- ⑦ 【年税額】 令和6年度の住民税総額です。【給与から特別徴収する額】 年税額のうち、毎月の給与から差し引かれる税額です。【公的年金から特別徴収する額】 年税額のうち、公的年金から差し引かれる税額です。(左欄③と④の合計) 【普通徴収する額】 年税額のうち、納付書(または口座振替)により納めていただく税額です。

- ⑨ 課税計算の基となった、分離課税分の所得の種類と金額を表示しています。
- ⑪ 所得控除の額を表示しています。(社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、扶養控除など)